

中央大学特定課題研究費 一研究報告書一

所属	法 学 部	身分	教授
氏名	鈴木博人		
NAME	Hirohito SUZUKI		

1. 研究課題

(和文) ヨーロッパ人権裁判所と家族法立法の動向

(英文) The effects on family law legislation of European Court of Human Rights

2. 研究期間

2 年間 (2018 ~2019 年度)

3. 研究の概要（背景・目的・研究計画・内容および成果 和文 600 字程度、英文 50word 程度）

(和文)

家族法は、各国の文化的・歴史的影響を受けて、民法財産法や商事法と比較すると、各国ごとの特色・相違が目立つ法領域である。ところが、ヨーロッパ人権裁判所が、ヨーロッパ人権条約、とりわけ同条約第 8 条に基づき、各国法あるいは各国の裁判所では認められなかった原告の各国政府に対する主張を、ヨーロッパ人権裁判所に提訴し、同裁判所が審理するシステムが設けられている。また、実際にヨーロッパ人権裁判所が、各国の連邦憲法裁判所の判決とは異なる判決を下し、その結果、家族法改正につながる事例が相次いでいる。私生活及び家庭生活の尊重についての権利を定める上記ヨーロッパ人権条約第 8 条がその法的根拠となっており、この条項の精神が各国法の内容を主導しているということになる。

2018 年度は、ヨーロッパ人権条約 8 条（私生活および家庭生活の尊重を求める権利）に関するヨーロッパ人権裁判所の判例を収集するとともに、あわせて欧文および邦文の文献収集に努めた。これら文献研究の結果、特に親の権利に対する介入にかかる事件内容の分析に着手した。

本研究の総論的部分に関しては、ミュンスター大学法学部ニールス・ペーターゼン教授、「家族法におけるヨーロッパ人権条約の機能」というテーマでの講演（講義）を日本比較法研究所の翻訳叢書『公法における比例原則とヨーロッパ法による人権保障』に公表した。

(英文)

Every family law is influenced by culture and history of every nation. However, European Court of Human Rights(ECHR) applies the article 8 of European Convention for the Protection of Human Rights and Fundamental Freedoms to family law cases. I've researched the relation between family law legislation in European nations(esp. Germany) and the judgements of ECHR.

I translated Professor Dr. Niels Petersen(WWU,Germany) “ Die Bedeutung von Art.8 EMRK für Familienrecht“ to Japanese.